

【特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売事業者 重要事項説明書】

1.当法人の概要

法人名 社会福祉法人 三原のぞみの会
法人所在地 三原市明神三丁目 16 番 20 号
電話番号 0848-64-5646
代表者氏名 神田和美
設立年月日 1976 年 2 月 6 日

【事業の目的】

三原のぞみの会が開設している三原きぼう作業所特定福祉用具販売事業所が行う指定特定福祉用具販売の事業は、居宅において要介護及び要支援状態にある高齢者に対し、適切な特定福祉用具販売を提供することを目的とする。

【運営の方針】

事業所の専門相談員は、要介護・支援者の心身の特性に踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行い、福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図る。

事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

2. 介護保険に基づく知事から指定を受けている事業所の概要

① 事業所の提供できるサービスの種類と地域

事業所名	きぼう福祉用具
所在地	広島県三原市明神三丁目 16 番 16 号
指定番号	3470900840
サービス提供地域	三原市、尾道市、竹原市、世羅郡

② 同事業所の職員体制

管理者	知念 和史	管理業務	常勤	兼務
福祉用具専門相談員	知念 和史	相談業務	常勤	兼務
福祉用具専門相談員	金藤 圭介	相談業務	常勤	専従
福祉用具専門相談員	下井 浩	相談業務	常勤	専従

③ 営業時間

平日および土曜 : 8:30~16:30

休業日は日曜、祝日 及び 8/13~8/15 12/30~1/3

《当法人が提供するサービスについての相談窓口》

相談窓口:緊急連絡先
電話番号 0848-36-6145(24 時間対応) FAX 0848-61-3230
※緊急時対応: サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

3.サービスの提供にあたって

- ① サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証及び負担限度額認定証に記載された内容を確認させて頂きます。被保険者証の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- ② 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとする。
- ③ 福祉用具専門相談員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行いますが実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。
- ④ 特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービスが作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成します。
- ⑤ 特定福祉用具販売計画の作成にあたり、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。
- ⑥ 特定福祉用具販売計画は、利用者に交付します。
- ⑦ 選択制の対象福祉用具の提供にあたっては、福祉用具専門相談員または介護支援専門員が、福祉用具貸与または特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者に対し、メリットとデメリットを含め十分説明を行うとともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供することとし、また医師や専門職の意見や利用者の身体状況等をふまえ、提案を行います。

4.料金

- (1) 販売費用およびその他の費用の額の合計金額により請求いたします。請求書は利用明細を添えて利用者宛にお渡しします。
- (2) 販売した福祉用具と請求書の内容を照合の上、現金にてお支払いください。
お支払を確認しましたら、直ちに領収証をお渡ししますので、必ず保管されますよう、お願いします。
- (3) 販売費用およびその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払期日から2ヶ月以上遅滞し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。
- (4) 利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。
- (5) 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合は、運営規程の定めに基づき、その措置に要する費用を請求いたします。なお、通常の搬出入による場合は、費用請求はいたしません。

5.指定特定福祉用具販売の種目、品名について

腰掛便座・自動排泄処理装置の交換可能部品・排泄予測支援機器・入浴補助用具・簡易浴槽・移動用リフトのつり具の部分・スロープ・歩行器・歩行補助杖

6.福祉用具専門相談員の禁止行為

福祉用具専門相談員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(大掃除、庭掃除など)
- ⑤ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑦ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

7.虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 成年後見制度の利用を支援します。
- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実地しています。

8.事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9.身分証携行義務

福祉用具専門相談員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

10.心身の状況の把握

指定特定福祉用具販売の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況の把握に努めるものとします。

11.居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定特定福祉用具販売の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉用具サービスの提供者との密接な連携に努めます。
- ② サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

12.サービス提供の記録

- ① 特定福祉用具販売の実施ごとに、その販売日、種目及び品名、販売費用等についての記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対し保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

13.サービス提供に関する相談、苦情について

- ① 当事業所における苦情の受付
当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

職名	担当者	受付時間
社会福祉法人三原のぞみの会 高齢福祉事業部 次長	中林 孝雄	毎週月曜日～土曜日 0848-66-3214(白滝園) 8:30～16:30

- 苦情処理責任者 河野 陽一
○ 事業所不在及び休日の緊急連絡(携帯電話)
(1) 080-3001-9937 知念 和史

- ② 行政機関その他苦情受付機関

三原市保健福祉部 高齢者福祉課 介護保険係	所在地 連絡先 受付時間	三原市港町3丁目5-1 0848-67-6240 8:30～17:15
広島県 国民健康保険団体連合会	所在地 連絡先 受付時間	広島市中区東白島町19-49 082-554-0783 8:30～17:15

- ③ 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

○ 苦情があった場合には直ちに担当者が相手方連絡を取り、直接伺うなどして詳しい事情を聞くとともに

福祉用具専門相談員からも事情を確認する。

- 管理者が必要であると判断した場合は、検討会議を行う。
- 検討の結果は必ず翌日までには具体的な対応をする。
- 台帳、または管理カードに記録を作成保管し、再発防止のために役立てる。

14.秘密の保持と個人情報の保護について

I 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

II 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
- ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む)については、善良な管理者の注意を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

15.重要事項説明の年月日

_____年 _____月 _____日

内容について、特定福祉用具販売サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

法人名 社会福祉法人 三原のぞみの会
事業所名 きぼう福祉用具
事業所所在地 広島県三原市明神三丁目16番16号

説明者氏名 _____

- 1・本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。
- 2・福祉用具搬入時に、取扱説明書を使用し、実際に取り扱いを行いながら説明を受けました。
- 3・福祉用具の保守及び事故防止策について説明を受けました。

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

ご家族・代理人

住所 _____

氏名 _____ 印 _____ (続柄) _____